

【春の交通安全運動】

春の全国交通安全運動が4月6日～15日の10日間実施されます。

この運動は広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより交通事故防止の徹底を図ることを目的として行われます。6月1日から高速道路での後部席のシートベルト着用違反に行政処分点数1点が科せられます

重点事項として、

- 1 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 飲酒運転の根絶



【交通事故死ゼロを目指す日】

全国で交通死亡事故が発生しない日がなく、毎年100人に1人が交通事故により死傷しているという厳しい状況が続き、一昨年から飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題となっています。このため交通安全に対する国民の意識を高めるための新たな国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。4月10日は、春の全国交通安全運動期間中であることから、住民に対し「交通事故死ゼロを目指す日」の趣旨及び交通ルール・交通マナーの遵守等呼びかけ、交通事故死が発生しないような適切な行動をとるよう重点的な広報を実施するものです。

【メタボ健診】

平成20年4月1日から健康診断の受け方が変わります。40歳から74歳までの全ての方を対象として、1年に1回実施されます。医療保険者が委託契約した健診・保健指導機関で受診することになります。特定健診・特定保健指導で、メタボリックシンドローム及び予備軍の人を見つけ、保健指導による改善を目指します。健診の結果3段階（ハイリスク者、ミドルリスク者、非該当者）に分けて、指導改善を図っていきます。

社員

今まで通り一般健診の中に特定健診の必要項目が増えるだけで問題はありませんが年に1度は必ず受診して頂きます。「健康保険被保険者証」及び「特定健康診査受診券」を持参して受診することになります。

臨時社員

社員同様、「健康保険被保険者証」及び「特定健康診査受診券」を持参して受診して頂きますが、「特定健康診査受診券」の発行が医療保険者になっているため、受診券がないと受診できませんので注意して下さい。

社員の扶養者

社員の扶養者で40歳から74歳までの人も年に1度は健診を受診して頂きます。受信場所は近くの健診できる病院になると思います。扶養者の方の「特定健康診査受診券」を社員の方へお渡し致しますので、「健康保険被保険者証」と特定健康診査受診券を持参の上受診することになります。市町村から健康診断申込書は来ないと思いますし、市町村の検診車で受診ができない可能性があると思いますから、注意して下さい。成人病検診は今まで通り受診することができます。

【安全大会】

今年の安全大会は4月18日（金）午後1時30分から大越公民館で行います。講演は東北インテリジェント通信（株）福島営業所所長の菅野様に「ふるさとを旅しよう」との題で田村地方の面白いふるさとの歴史や文化を沢山紹介して頂こうと思っております。